定　　款

株式会社トーシンホールディングス

定　款

第１章　総　則

（商　　号）

第　１条　当会社は、株式会社トーシンホールディングスと称し、英文では TOSHIN HOLDINGS CO.,LTD と表示する。

（目　　的）

第　２条　当会社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、並びに、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む）及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理することを目的とする。

（１）舗装工事の設計、監理、施工
（２）防水工事の設計、監理、施工
（３）土木建築用資材の販売
（４）損害保険代理業
（５）広告代理店業
（６）労働者派遣事業
（７）不動産賃貸業
（８）宅地建物取引業
（９）古物売買並びにその受託販売
(10) 飲食店業
(11) 物品のリース業
(12) オフィスコンピューター、コピーマシン、ファクシミリ、ワードプロセッサー、レジスター等事務用機器の販売及び移動体通信機器の販売及び取次
(13) コンピューターソフトの開発及び販売
(14) インターネット接続代行業
(15) 通信システムによる情報提供サービス
(16) 宅地の造成開発及び分譲
(17) ビル・マンション及び事務所・住宅等の企画、設計、施工及び分譲
(18) 書籍等の販売
(19) 特定目的会社、特別目的会社に対する出資並びに出資持分の取得、保有、管理及び売買
(20) 不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の取得、保有、管理及び売買

(21) 不動産の取得、保有、管理及び売買
(22) 信託受益権の取得、保有、管理及び売買
(23) ゴルフ場の運営及び管理
(24) ホテルの運営及び管理
(25) 飲食喫茶及びゴルフ用品販売店の経営
(26) 飲料水、酒類、みやげ物の販売
(27) ゴルフ会員権の売買、仲介、保有、交換等に関する業務
(28) 温泉から湧き出る湯の所有、管理、売買並びに温泉利用施設の運営
(29) 寮、社宅、保養所、研修所、宿舎等の運営及び管理
(30) 出版物の発行及び管理
(31) 衣料品、アクセサリーの企画、デザイン、製造並びに販売
(32) 意匠登録、商標登録等の知的所有権の権利使用料を得る権利行使業務
(33) 再生可能エネルギーによる電気の供給に関する事業
(34) 前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）
第　３条　当会社は、本店を名古屋市に置く。

（機関）
第　４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会
（２）　監査役
（３）　監査役会
（４）　会計監査人

（公告の方法）
第　５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子広告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）
第　６条　当会社の発行可能株式総数は、25,500,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	25,500,000株
A種種類株式	10,000,000株

（単元株制度）

第　７条　当会社の単元株式数は、普通株式につき 100 株とし、A 種種類株式につき 100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第　８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（２）　会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４）　次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第　９条　当会社の普通株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 2 章の２　　種類株式

（剰余金の配当）

第１１条の２　当会社は、A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（以下「A 種登録株式質権者」という。）に対しては、配当を行わない。

（残余財産の分配）

第１１条の３　当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種登録株式質権者に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株と同順位かつ普通株式1株につき分配する残余財産の額の1倍（普通株式又はA種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金額（計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、1円未満の端数は切り捨てる。）の残余財産の分配を行う。

（議決権）

第１１条の４　A種種類株主は、株主総会において議決権を有する。

（種類株主総会）

第１１条の5　当会社は、A種種類株式について、会社法第322条第1項各号に掲げる行為のほか、同第199条第4項、同第200条第4項、同第238条第4項、同第239条第4項、同第795条第4項、同816条の3第3項等の規定による種類株主総会の決議を要しない。ただし、同第322条第1項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。

２．第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

３．第14条、第15条第1項、第16条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

４．第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

（株式の併合又は分割及び株主割当て等）

第１１条の6　当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種種類株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。

２．当会社は、株主に株式無償割当て又新株予約権の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で同一の条件にて行うものとする。

３．当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に

同一割合で同一の条件にて与える。

（金銭を対価とする取得条項）

第１１条の7　当会社は、A種種類株式について、次に掲げる事由が生じた場合、当会社が定める日に、A種種類株主がA種種類株式を取得するために払い込んだ金額（以下「払込金額」という。）と同額の金銭の交付と引換えに、その全部又は一部を取得することができる。A種種類株式の一部を取得するときは、当会社が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式の数を決定する。

(1)　当会社の事業を支援する者との間で第三者割当増資等に関する契約を締結した場合

(2)　当会社の普通株式の上場廃止が決定された場合

(3)　裁判所の許可を得て当会社が決定した場合

（普通株式を対価とする取得条項）

第１１条の8　当会社は、A種種類株式について、いつでも、裁判所の許可を得て、当会社が定める日に、次に定める条件で、当会社の普通株式の交付と引換えに、その全部又は一部を取得することができる。A種種類株式の一部を取得するときは、当会社が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式の数を決定する。

A種種類株式の転換の条件は以下のとおりとする（普通株式又はA種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）。

(1) A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数

払込金額の総額を転換価額で除した数（計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭をA種種類株主に交付するものとする。）。

(2) 転換価額

当初転換価額は、A種種類株式1株当たりの払込金額と同額とする。

(3) 転換価額の調整

毎年4月末日及び10月末日を転換価額修正日とし、転換価額は、転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、転換価額は、130円から600円の範囲内でのみ調整されるものとする（普通株式また又はA種種類株式につき、株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合また又はこれらに類する事由があった場合には、転換価額の範囲も

適切に調整される。)。

(強制取得条項)

第１１条の９　当会社は、A 種種類株式について、発行日から 15 年が経過した場合、当該経過時点から 6 か月以内の日で当会社が定める日に、分配可能額を限度として、A 種種類株主の払込金額と同額の金銭の交付と引換えに、その全部を取得するものとする。金銭を対価として A 種種類株式の全部を取得することができないときは、当会社が定める合理的な方法によって、A 種種類株主から金銭を対価として取得すべき当該 A 種種類株式の数を決定するものとし、残りの A 種種類株式については、前条に定める条件で、当会社の普通株式を対価として、当該 A 種種類株式の全部を取得する。

(譲渡制限)

第１１条の 10　A 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を要する。

(会社更生手続における特則)

第１１条の 11 本定款第 11 条の 2 乃至第 11 条の 10 の規定に定める当会社の決定事項は、当会社に係る更生手続（東京地方裁判所令和 8 年（ミ）第 4 号）が係属している期間においては、同更生手続の管財人が決定する。但し、会社更生法第 72 条第 4 項に定める裁判所の決定がされた場合には、当会社の取締役会決議により決定する。

第 3 章　　株主総会

(招集)

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎年 7 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき選定された取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．当該選定された取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決 議 の 方 法）

第１５条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（電子提供措置等）

第１７条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章　　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役は 10 名以内とする。

（選任方法）

第１９条　取締役は、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき選定された取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．当該選定された取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第２４条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２．当会社は、会社法第３７０条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（報酬等）

第２５条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２６条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

２．当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、当該取締役の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章　　監査役及び監査役会

（員数）

第２７条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）

第２８条　監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第２９条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第３０条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３１条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第３２条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（報酬等）

第３３条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第３４条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除する事ができる。

２．当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、そ

の責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章　　会計監査人

（選任方法）

第３５条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第３６条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（会計監査人の責任免除）

第３７条　当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負担する契約を締結することができる。

第 7 章　　計　　算

（事業年度）

第３８条　当会社の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３９条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第４０条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第４１条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

（定款の効力発生日）

第１条　　この定款中変更に係る部分は更生計認可決定日から効力を生じるものとする。

（取締役、監査役及び会計監査人の選任及び任期並びに代表取締役の選定に関する特則）

第２条　　当会社の更生手続中は、取締役、監査役及び会計監査人の選任及び任期については、定款第19条、第20条、第28条、第29条、第35条及び第36条の規定にかかわらず、更生計画第9章・第4節（役員の選任等）の定めが優先する。

２.当会社の更生手続中は、代表取締役の選定については、定款第21条の規定にかかわらず、更生計画第9章・第4節（役員の選任等）の定めが優先する。

３．更生計画第 9 章・第 4 節・第 4 又は同第 5 の規定に基づき、管財人が、取締役、監査役及び会計監査人の選任方法を会社法 309 条 1 項の株主総会の普通決議の方法とすることについて裁判所の許可を得た場合には、定款第 19 条、第 28 条及び第 35 条の規定に基づき、取締役、監査役及び会計監査人を選任する。

（事業年度の特則）

第４条　　定款第38条の規定にかかわらず、令和8年5月9日（更生手続開始決定日の翌日）に始まる事業年度は、更生計画認可決定日をもって終了し、その翌日から始まる事業年度は、同日以降最初に到来する10月31日をもって終了する。

２．更生計画認可決定日の翌日から始まる事業年度においては、定款 12 条は適用しない。

（平成１１年７月２９日　改定）
（平成１２年７月２８日　改定）
（平成１３年７月２７日　改定）
（平成１４年７月３０日　改定）
（平成１５年７月３０日　改定）
（平成１６年７月３０日　改定）
（平成１７年７月２９日　改定）
（平成１７年９月１２日　改定）
（平成１８年３月１３日　改定）
（平成１８年７月２８日　改定）
（平成１９年７月２５日　改定）
（平成２１年７月２９日　改定）
（平成２４年７月２６日　改定）

（平成年７月２５日　改定）
（平成２７年７月２３日　改定）
（平成３０年７月２６日　改定）
（２０２２年７月２８日　改定）
（２０２５年７月２９日　改定）
（２０２６年１１月２０日改訂）